

令和 2 年 5 月 31 日現在

機関番号：14501

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K13288

研究課題名(和文)近代日中領事裁判権の運用

研究課題名(英文)Operation of modern Japan-China consular jurisdiction

研究代表者

川口 ひとみ(kawaguchi, hitomi)

神戸大学・人文学研究科・人文学研究科研究員

研究者番号：70710458

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,400,000円

研究成果の概要(和文)：日中領事裁判に関して、条約や法学的な面から枠組みをとらえる研究と、実際の動きを知ることができる資料収集とを並行しておこない成果をまとめ発表した。今まで資料調査をおこなってきた、東京都公文書館、国立国会図書館、外交史料館、長崎歴史文化博物館などの主に日清修好条規締結中の民事訴訟に関わる史料を整理し、日本における清国人の管理問題や、条約、法に基づく裁判の流れを研究した。近代日中領事裁判権の運用を論じるためには、歴史学的、社会学的、法学的見地から複合的に考える重要性を再確認し、調査収集した史料を基に研究のまとめとなる論文を投稿した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本華僑を地域学的観点から研究するには、歴史学、法制史学と社会学とが遊離している現状は打破されるべきだと考える。その中で、外交事務の起点となる長崎を中心とした開港都市における領事裁判権の運用に注目した。中国在外機関が東アジア各地において行使した裁判権の実態については、一部の地域や時期を除き、ほとんど明らかになっていないのが現状であったが、今まで使われていない史料の読解を中心に裁判権の実態を体系的に整理・分析し、中国大陸で展開されてきた「幫」、「会所」を中心とした現地華僑コミュニティと日中行政機関との関係、条約に基づく法的処理について具体例を交えて論じた。

研究成果の概要(英文)：About the Japanese-Chinese consular court, we research the framework of treaties, law and the real movement. We collect the data of both about above and presented the results. We clean up the data in Tokyo Metropolitan Archives, National Diet Library, Diplomatic History Museum, Nagasaki Museum of History and Culture that we can know about civil litigation while under regulation of Sino-Japanese Amity Treaty for Chinese people in Japan. It was a research for management, treaty, and law based trial. For discussion of "Operation of modern Japan-China consular jurisdiction" For above, we need to reconfirm and check in multifaceted view about History, Sociology, And the law. And after collect above data, we submitted a paper summarizing my research.

研究分野：アジア史

キーワード：日清修好条規

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

日本華僑社会は日本国の法的制度の枠組みが課せられ、華僑自身の自生的なコミュニティ形成が弱いと指摘されてきた。しかし、日清戦争の直後、不平等条約が廃棄される以前は、領事裁判権制度があった影響により、日本華僑は、外国人の居住が許された区域内での社会形成が自立的な形で約束されていたと考えられる。そのため、明治期における領事裁判権の制度的な骨格に関わる史実を法制的に正確に理解することで初めて、日本華僑社会の祖形は見えてくると期待される。

2. 研究の目的

日本華僑を地域学的観点から研究するには、歴史学、法制史学と社会学とが遊離している現状は打破されるべきだと考え、その中で、外交事務の起点となる長崎を中心とした開港都市における領事裁判権の運用に注目した。中国在外機関が東アジア各地において行使した裁判権の実態については、一部の地域や時期を除き、ほとんど明らかになっていないのが現状であるため、今まで使われていない史料の読解を中心に裁判権の実態を体系的に整理・分析することで、中国大陸で展開されてきた「幫」、「会所」を中心とした現地華僑コミュニティと日中行政機関との関係、訴訟手続きについて具体例を交えて論究することを目的とした。

3. 研究の方法

読解の煩雑性から使用されてこなかった外務省記録、訴訟関係史料を研究調査することによって、日清修好条規締結中に日中間でおこなわれた領事裁判の具体的手続きと内容、現地における華僑コミュニティとの関係について論及した。

4. 研究成果

はじめに

領事裁判権は、殺人、強盗などの「刑事案件」と、「民事案件」との2つの領域があるが、先行研究では、国家と国家との外交問題の重要性から「刑事案件」の領域に関心が集中してきた。半面、国境、国籍をまたぐ民事紛争の「個人」「私的」な領域の研究は立ち遅れている。この問題は、領事裁判権という帝国主義植民地時代の制度から解放された現代でも、日本と外国とで同一の国際的な事件について訴訟が提起された場合、どのように規律されるかという国際訴訟競合の問題に関して日本の民訴法上規定がないなど、無視できないグローバル化時代の課題に通じるものである。本研究では、中国大陸で展開されてきた「幫」、「会所」を中心とした現地華僑コミュニティと日中行政機関との関係、民事訴訟、条約、法律関連史料から個人対個人の訴訟事例に主眼を置いた日清修好条規条文だけでは知る事の出来ない告訴、控訴、上告の仕組みなど、日本と清国との間における領事裁判権が現地華僑コミュニティや個人に与えた影響をあきらかにした。

日清修好条規は、明治維新後日本が修好を求め、1871年9月18日に天津で伊達宗城全権が李鴻章と、欧米から押し付けられていた不平等条約を互いに認め合うという特異的な対等関係を結んだものであった。片務的に不平等な「条約」関係ではなく、相互に不平等を認め合うことで一種の対等平等を実現させる「条規」関係を目指したのである。その中には領事裁判権も含まれ、天津、厦門、横浜、長崎、神戸など両国の主要な開港場に領事に相当する理事官を駐在させ、領事裁判権を互いに認めあっていた。

1894年の日清開戦時にこの関係は解消するが、その後、下関条約(1895年4月17日)により「清国ト欧州各国トノ間ニ存在スル諸条約章程ヲ以テ該條約ノ実施ニ至ル(中略)最惠国待遇ヲ與フベシ」(第六条第一項)と、日本が片務的領事裁判権を得、1943年汪兆銘政府と日本との協定成立により不平等条約(領事裁判権)が撤廃されるまで日本は領事裁判権を行使していた。

滋賀（1984）は、清国における訴訟は「情理」をもって裁く」と論じている。これは、裁断する者が当事者双方から事情を聴きとり、公平な立場から互いの均衡点を見つけ総合的に判断するという裁き方である。

一方日本は、明文化された法律に基づいて厳密に裁いていたと考えられるため、清国と日本との間に齟齬が生じる可能性があり、双方の意見を取り入れたいいわゆる中間の秩序が形成されたのではないかと考える。訴訟関係について規定している日清修好条規第八条は、「両国の開港場には彼此何れも理事官を差置き自国商民の取締りをなすへし。凡家財産公事訴訟に干係せし事件は都て其裁判に歸し、何れも自国の律例を案して糺辨すへし。両国商民相互の訴訟には何れも願書体を用ふ。理事官は先ず理解を加へ成丈け訴訟に及ばざる様にすへし。其儀能はざる時は地方官に掛合い双方出會し公平に裁断すへし。尤盜賊欠落等の事件は両国の地方官より召捕り吟味取上げ方致す而。已にして官より償ふ事はなさざるへし」とあり、なるべく訴訟にならないよう調停をすること、地方官、理事官が訴訟を処理すること、自国の法律によって裁くことなどが取り決められている。しかし、逆訴、控訴、上告などについて細かな取り決めがなく、民事訴訟において予期せぬ問題を生じることがあった。今回取り上げる史料は、民事訴訟が外交問題にまで発展しており、そのような予期せぬ問題に当時の外交官たちがどのように対処し、解決しようとしたのかを実際の裁判記録からあきらかにできると考える。

民事訴訟手続き

日清両国に起きた民事訴訟について当時の史料を使用し運用実態について実証的に論じた研究の多くは通史的な概観に重きを置かれる傾向にあり、一般民衆がどのような影響を受けたのかを知る具体的な事例にまだ弱い。日清修好条規という大きな枠組みの中で、個人が生きる実社会にどのような影響を与えていたのか、国家と個人が織りなす社会の多重性を、日本における日清領事裁判の事例から確認した。

日本と清国の主要開港場での訴訟処理概要、日本における清国人どうしの訴訟については、川口（2012）で既にその一端を論じているが、資料調査を進めるなかで、被告側の裁断機関で日清修好条規に沿った訴訟処理がおこなわれていたこと、日本における中国人どうしの訴訟には日本の官憲が関わっておらず、清国在外機関と幫が協力して訴訟処理にあたっていたことを確認した。その他原告被告が判明している資料を読解し、条規終了後の手続きを含め簡潔にまとめることには以下のような手続きを踏んでいることがわかった。

【原告中国人、被告中国人の民事訴訟手続き（長崎）】

原告から清国領事館へ出訴申請

清国領事館から被告へ訴状内容の照会

被告より清国領事館へ回答

④清国領事館より領事館の巡補と在留中国人組織である八閩、広東、三江の三会所に対し調査を指示、八閩会所で審議させた内容を報告書として清国領事館へ提出

清国領事が判決（情理に基づいた判決）

和解文を長崎湾各商に通知（大きな訴訟のみの可能性）

【原告日本人、被告中国人の民事訴訟手続き（長崎）】

原告が県に対して訴状を提出し清朝領事館へ出訴するよう申請

県より領事館へ照会（訴状添付）

清国領事館が開廷、訊問

清国領事館から県へ訊問の日時を通知

長崎県令が清国領事館へ出向き訊問に立ち合う（観審）

清国領事が判決（青山治世（2014年：243頁）一部参照）

【原告中国人、被告日本人の民事訴訟手続き（長崎）】

原告が外務局へ訴え

外務局が調停的役割をする

調停の不履行があれば裁判所へ出訴

裁判所が判決

【原告日本人、被告中国人（逆訴）原告中国人、被告日本人の民事訴訟手続き（横浜、東京）】

（函館でおこった訴訟は横浜で手続きをする）

原告日本人、被告中国人の手続きは長崎と同じ。

原告中国人、被告日本人の手続き

訴状を清朝領事を通して防審・軽罪裁判所へ（刑事は検事へ）申請

領事館より県へ照会

観審官吏の臨席を待って審判

逆訴した場合は被告となった側の裁判機関で裁かれる。

【日本での控訴、上告手続き】

始審裁判所で裁かれるも不服と控訴する場合は、場所を地方から中央へと移し東京控訴裁判所で裁かれる（日本人が控訴する場合、一旦原告が日本人側に移るが、被告側として始めた訴訟は、一貫してその最初に始めた側の機関によって裁断される）

さらに不服の場合は、大審院に上告する（判決を終えてから二ヶ月間までに届け出）

【中国国内における民事訴訟・公訴・私訴裁判の控訴】

長崎控訴院、長崎重罪裁判所の管轄

本人、代理人の出廷不要。書面で控訴、上告が可能。

【日清修好条規終了後の日本が中国で行使する領事裁判権】

被告主義の原則

日本人を原告及被告とする民事事件の管轄は日本側に専属する（日支間（日清）通商航海条約第20条）

第三人を原告とし日本人を被告とする民事事件の管轄は日本側に専属する（同条約第20条）

支那人を原告とし支那人を被告とする民事事件の管轄は日本側に専属する（同条約第21条第1項）

日本人を原告とし支那人を被告とする民事事件の管轄は支那側に専属する（同条約第21条第2項）

日本人を被告とする刑事事件に付いては被害者が支那人或は第三人の場合であっても其の管轄は日本側に専属する（同条約第22条第1項）

支那人を被告とする刑事事件に付いては被害者が日本人の場合であっても其の管轄は支那側に専属する（同条約第22条第2項）

日本人を原告とし第三人を被告とする民事事件及第三人が被告で被害者が日本人である刑事事件については条約に基底はないが、実際は常に被告主義の原則に依って律せられている。

日本が領事裁判権を行使する地域は支那全土。

豫審の公判、控訴、上告

領事官の豫審を為したる重罪の公判は長崎地方裁判所である（領事官ノ職務ニ関スル法律（1899年法律第七十号）第9条）

控訴又は抗告を管轄するのは長崎控訴院（同法律第12条1項）

區裁判所の権限に属する事項に関し、領事官の為したる裁判に対する控訴又は抗告を管轄するのは長崎地方裁判所（同法律第12条2項）

上告又は上告棄却の決定に対する抗告を管轄するのは大審院である

社会のグローバル化が進めば、国を越えた個人のトラブルが発生する。国家間で取り決められた条約は、その枠組みが大きすぎるために、異なる文化慣習を背景に持つ個人間の問題には対処しきれない。川口（2019）で裁判の経緯を復元し、文化慣習の違いから個人間の問題が国際問題にまで発展した例を紹介した。意見の食い違いが生まれた背景には、情理をもって裁く蓄積をもつ中国と、法の下で判決を下す日本の訴訟処理に対する姿勢の違いがあるためであろう。個々の問題を順次解決していくなかで、国家間の慣習、考え方の違いにぶつかり、試行錯誤し、中間の秩序を形成しようと試みている様子をあきらかにした。

国益を重視して結ばれた条約が、一般市民の間で起きた問題を解決しきれず国際問題になるような事例は、今後の国際社会で個人や企業が直面する問題でもある。同様の摩擦を過去の事例ではどのように解決してきたのかを解き明かすことは、重要かつ喫緊の問題である。国家と国家との裁判権の狭間で左右される「私人」の国籍をまたぐ交際の分析がもつ今日的な意義を研究することも必要である。領事裁判権は、世界史のグローバル化の第一段階に現れた制度であり、別の制度による私権の公平な均衡が求められつつある。グローバル化した時代に公平な立場で判断ができる場の創造と、それを主導する国家間の協力体制の構築が次世代の課題になるだろう。

参考文献

青山治世、2010、「領事裁判権を行使する中国 日清修好条規の領事裁判規定と清朝在日領事による領事裁判事例を中心に」『東アジア近代史』第13号：38-75。

青山治世、2014、『近代中国の在外領事とアジア』名古屋大学出版会。

川口ひとみ、2012、「近代日本と華僑社会 長崎を中心にして」博士論文。

川口ひとみ、2019「日清修好条規と領事裁判 逆訴、控訴、上告の仕組み」神戸大学社会学研究会『社会学雑誌』第35・36号：187-200。

滋賀秀三、1984、『清代中国の法と裁判』創文社。

趙国、2018、「居留地時代（1859～1899年）における「開国日本」の実態と「外国人」 在留清国人の地位・管理問題を中心に」博士論文。

陳来幸、1996、「鄭孝胥日記にみる中華会館創建期の神戸華僑社会」神戸商科大学『人文論集』第三二巻第二号：149-173。

寺田浩明、1990、「清代司法制度研究における「法」の位置付けについて」『思想』792号：179-196。

東亜研究所第六調査委員会学術部委員会特別調査部編、1941、『治外法権に関する慣行調査報告書』。

古田啓昌、2011、「国際私法・国際民事訴訟法制の次の課題 渉外企業法務の現場から」『国際私法年報』第13号。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 川口ひとみ	4. 巻 35
2. 論文標題 日清修好条規と領事裁判 逆訴、控訴、上告の仕組み	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 社会学雑誌	6. 最初と最後の頁 印刷中
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 川口ひとみ
2. 発表標題 日清修好条規を起点とする領事裁判の仕組み- 『治外法権に関する慣行調査報告書』を手がかりに-
3. 学会等名 神戸華僑華人研究会第172回例会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 川口ひとみ
2. 発表標題 山田作之助涉外処理の一事例 - ムンガナ号とばいかる丸衝突訴訟関係史料から -
3. 学会等名 神戸学院大学法学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 川口ひとみ
2. 発表標題 「日清修好条規と領事裁判の仕組み」
3. 学会等名 東アジア日本研究者協議会第4回国際学術大会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----